

(9) 性的マイノリティ 【新】

1 現状

多くの人は、性別は男女のどちらかで、生まれもった性別に違和感を覚えず生き、恋愛の対象は異性であるのが「普通」と感じているかもしれません。

このような多数派に当てはまらない、少数派（マイノリティ）にあたる性の在り方を自認・指向する人を「性的マイノリティ*」といいます。

多数だから「普通」、マイノリティだから「特別な」存在というわけではありません。しかし、実際には性的マイノリティに対する根強い偏見や差別が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。

性的マイノリティの人口比率は3～5%（20人に1人程度）と推定されますが、偏見や差別を恐れて打ち明けられない人も大勢います。そのため、身近にいないと思われたり、差別的な言葉やからかいが横行したりする現状があります。

性別や恋愛の多様性、マイノリティだからといって排除されない社会システムが求められています。

2 これまでの施策

横須賀市では、平成24年度（2012年度）に人権施策推進会議から「性的マイノリティの人権」についての答申を受け、性的マイノリティに関する施策と施策体系をまとめました。その中で、相談体制の充実、正しい知識の周知、関係機関との連携を重点三項目として取り組みを進めてきました。

国においては、平成27年（2015年）に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、画一的な対応ではなく、個別の事例において学校や家庭の状況等に応じた取り組みの必要性があるとしています。

3 課題

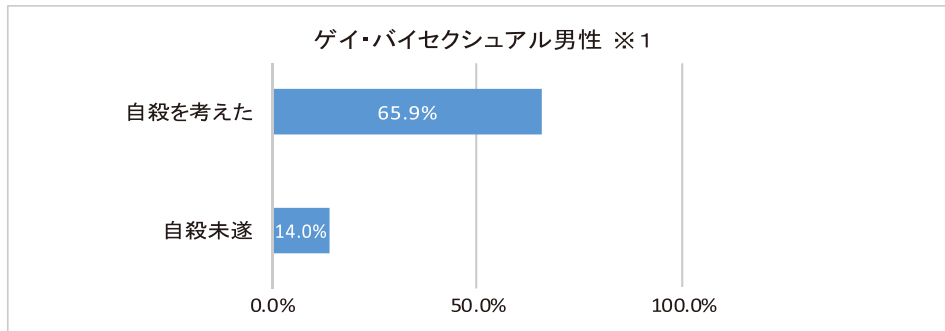
性的マイノリティの当事者は、少数派であるため周囲の人の無理解や偏見から、さまざまな困難を抱えることがあります。

特にゲイ、バイセクシュアル男性の自殺未遂率は、非常に高い水準にあるという統計があります。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの方々が婚姻を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、トランスジェンダーの方々が男女二分論を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、それぞれ異なる困難や悩みを抱えています。

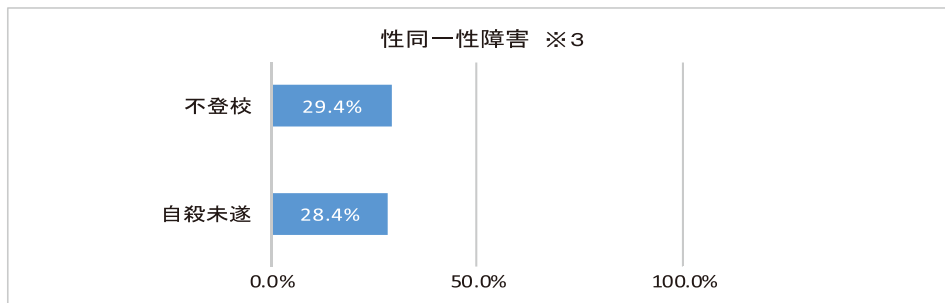
また、思春期における性的マイノリティの子どもたちが、学校において、心無い言葉による暴力などのいじめを受け、孤立し精神的な抑圧を受け、不登校や自殺に追い込まれるケースが少なくないことも専門の研究機関などのアンケート調査結果から推し量ることができます。

このような状況から、さまざまな「違い」を「個性」と考え、互いに認めあい、性的マイノリティの当事者とその家族にとって孤立を防ぐ取り組みが必要です。

ゲイ・バイセクシュアル男性、性同一性障害の方の自殺未遂率等



同性愛者の男性は、異性愛者の男性と比較して自殺未遂リスクは約6倍といわれています。※2



出典 ※1 日高庸晴ほか（2007）厚生労働省エイズ対策研究推進事業ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2

※2 「わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究」
<http://www.health-issue.jp/suicide/>

※3 「岡山大学病院ジェンダークリニック」2009年調査

※ゲイ・バイセクシュアル男性の7割近くが自殺を考えたことがあり、性同一性障害の方でも3割近くが不登校や自殺未遂を経験するなど、深い悩みを抱えています。

4 施策の方向性（主な取り組み）

人が100人集まれば、100通りの個性があるように、一人ひとりの性の在り方も異なります。横須賀市は、相談窓口の設置、啓発活動、情報交換の場の設置など多様な性のあるまちづくりを進めていきます。

（1）性的マイノリティ当事者の人権を守る取り組み

市内で10代、20代の当事者同士が交流できる場を設定し、孤立を防ぐ取り組みを推進します。また、相談窓口を設け、性的マイノリティ当事者やその家族、支援者からの専門の相談を受けられる体制づくりに努めるとともに、行政文書等の不要な性別欄の削除を進めていきます。

また、性的マイノリティに理解のある事業者等向けに、性的マイノリティに理解のあることを表すレインボーカラーのステッカーを作成し配布します。

性の多様性を尊重する取り組みとして、同性等多様なカップルが自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い横須賀市が証明書を発行する制度を導入しました。よりよい制度になるよう見直しをしていきます。

(2) 相談体制の整備

性的マイノリティに関する研修会を開催し、身近な相談者となる教員、横須賀市職員等の知識の習得を行います。

また、NPO団体等主催の会議等へ出席し、情報収集に努めます。

(3) 正しい知識の周知

広報よこすかや横須賀市ホームページ等で、性的マイノリティの正しい知識を伝えるとともに、市民向け啓発リーフレット等を随時配布します。

また、性的マイノリティの正しい知識や理解を深めるため、生徒向けの講座や、市民や多くの事業者等を対象とした人権セミナーを開催し、学校や市内公共施設のほか商業施設で啓発パネル展示を行います。

(4) 関係機関等との連携

性的マイノリティの当事者等の意見を聞くため、横須賀市職員との意見交換会を開催します。

また、NPO団体等との連携や、啓発イベントに協力をして支援の体制をつくります。

用語解説

※ 性的マイノリティ

性の在り方において、少数派とされる人々のこと。例えば、恋愛対象として同性を好きになったり（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者）、男性も女性も恋愛対象となったり（バイセクシュアル＝両性愛者）、生まれ持った性別に違和感があったり（トランスジェンダー＝体の性別と性自認が異なる人）、性自認が「男」や「女」などとはっきり固定されていなかったり（クエスチョニング）する人もいる。それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」などと表現されることもある。ただし、性別や恋愛は上記以外にも多様な形があることが知られている。

コラム

レインボーカラー

現代の日本では虹は7色ですが、6色のレインボーカラーは、性的マイノリティの活動のシンボルとされている。

SOGI（ソジまたはソギ）

Sexual Orientation & Gender Identityの頭文字のことで、「性的指向と性自認」のことを表す。

性的指向や性自認は、すべての人に関わることからLGBTよりも広い概念になる。

多様性

恋愛の多様性は、LGBなど恋愛対象の多様性のみを示すものではなく、生涯を共にするパートナーシップの多様性、家族の多様性（例えば同性カップルと子どもの家族）にもつながっており、QOL（Quality of Life）に大きく関わります。恋愛、パートナーシップ、家族の在り方において、多様な在り方が尊重され、どのような形であっても安心して幸せに生活できる社会が求められている。

(10) 自殺をめぐる問題【新】

1 現状

国内での自殺（自死）者数は、平成10年（1998年）には3万人を超え、しばらくは高い水準で推移していました。近年は減少傾向に転じたとはいえ、いまだに多くの方が亡くなっています。

横須賀市においても、平成11年（1999年）には年間100人を超え、近年は国と同様に減少傾向にはあるものの、年間70～80人もの方が亡くなっています。

横須賀市の年代別死因（平成24年～平成28年合計）

| 年代 | 第1位 | | 第2位 | | 第3位 | |
|--------|-------|--------|-------|--------|---------|--------|
| | 死因 | 人数 | 死因 | 人数 | 死因 | 人数 |
| 10～19歳 | 不慮の事故 | 9人 | 自殺 | 7人 | 呼吸器系の疾患 | 2人 |
| 20～29歳 | 自殺 | 43人 | 不慮の事故 | 19人 | 悪性新生物 | 9人 |
| 30～39歳 | 自殺 | 55人 | 悪性新生物 | 30人 | 心疾患 | 23人 |
| 40～49歳 | 悪性新生物 | 143人 | 自殺 | 75人 | 心疾患 | 62人 |
| 50～59歳 | 悪性新生物 | 307人 | 心疾患 | 124人 | 自殺 | 64人 |
| 60～69歳 | 悪性新生物 | 1,252人 | 心疾患 | 322人 | 脳血管疾患 | 177人 |
| 70～79歳 | 悪性新生物 | 2,086人 | 心疾患 | 655人 | 脳血管疾患 | 412人 |
| 80歳～ | 老衰 | 1,611人 | 悪性新生物 | 1,485人 | 心疾患 | 1,466人 |

出典：横須賀市健康部データより作成

※自殺は、10代から50代までの死因のうち、どの年代でも上位3位以内に入っています。

2 これまでの施策

国においては、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法」が成立し、横須賀市でも同年から「自殺対策連絡（協議）会」を設置し、さまざまな取り組みを行ってきました。

また、平成28年（2016年）には「改正自殺対策基本法」が施行され市町村に自殺対策計画の策定が義務化され、横須賀市では「自殺対策計画策定委員会」等を設置し、自殺対策計画を策定しました。

3 課題

自殺は、「個人の問題」として認識されがちでしたが、広く「社会の問題」としても認識されるようになりました。自殺の多くが追い込まれた末の死です。横須賀市においては、さまざまな取り組みを行っていますが、いまだに多くの市民が自殺によって尊い命を失っています。また、自死遺族に対するケアも重要となっています。

4 施策の方向性（主な取り組み）

「誰も一人にさせない、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、庁外の関係機関とも連携して自殺対策に取り組みます。

（１）自殺の実態分析

警察庁自殺統計を詳細に分析し、また横須賀市独自の自殺未遂者統計や、自殺対策に関する市民意識調査を実施し、横須賀市の自殺の実態を明らかにし、対策に役立てます。

（２）地域連携

横須賀市自殺対策連絡会等を開催し、情報共有や意見交換を行います。また、関係機関等と形成するネットワークを活用しさまざまな取り組みを実施します。

（３）相談体制の充実

関係機関と連携し、面接、電話及び訪問相談を実施するとともに、「横須賀こころの電話」に委託をして、休日等の閉庁時にも相談を受けられる体制をつくります。

また、さまざまな悩みを抱えた方に対して、関係機関と連携した包括相談会の開催やアウトリーチ（訪問型支援サービス）による包括相談を実施します。

（４）人材育成

ゲートキーパー養成等の研修会の開催や、ゲートキーパー登録制度等により、自殺対策に係る人材の養成・確保や資質の向上を図ります。

（５）普及・啓発活動

自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）に、街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施します。

（６）ハイリスク者・若年者・高齢者・生活困窮者への対策

ハイリスク者支援連携会議を開催し、情報共有や対策を検討します。

また、性的マイノリティ分かち合いの会（Cafe SHIPポートよこすか）の開催に当たり支援するほか、市内大学生への相談機関紹介冊子の配布等を行います。

また、高齢者・生活困窮者についても関係各課と連携して支援を行います。

（７）自死遺族支援事業

自死遺族個別相談会や自死遺族分かち合いの会の開催等、遺された方へ寄り添う支援を実施します。

（８）周産期のメンタルヘルス支援

関係各課や医師会と連携し、妊娠期から産後1年までの女性の不安な心に寄り添う支援を実施します。

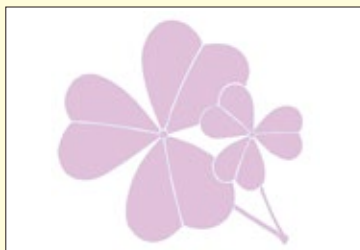
(9) 自殺未遂者対策

市内2病院との連携による自殺未遂者支援を行い、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防ぎます。

市内2病院と情報共有、連携強化のために自殺未遂者対策検討会を行います。

コラム

横須賀市自殺対策シンボルマーク ～かたばみ～



クローバーのような ハート型の3枚葉で、花言葉は、「輝く心」。

繁殖力が強く、一度根付くと容易に絶えることがない。

人も、このたくましさと、輝く心を持っていただきたいとの思いが込められている。

(11) その他の人権問題

近年、価値観の多様化や情報化の進展、経済的格差の拡大など、社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じています。さらに、人権意識の高まりや当事者の取り組みなどに伴い、改めて顕在化した人権問題があります。

ホームレスや生活困窮者、婚外子（非嫡出子）への偏見や差別、犯罪被害者とその家族への肉体的・精神的・経済的侵害、刑を終えて出所した人や犯罪者の家族に対する差別や権利侵害など、多くの問題が存在しています。

さらに、北朝鮮による拉致被害者とその家族なども解決すべき問題として認識されています。

これらの問題は、人権尊重の意識が日常生活に根付いていないことを示すものであり、誤った知識や偏見による嫌がらせ・差別の根本的解決の難しさを示しています。

これらの人々に対する人権侵害を防ぎ、支援・救済を行うためには、法制度の整備や社会全体の理解を醸成する必要があります。

このため、横須賀市は、これらの問題に対する認識をさらに深め、法改正や社会情勢の変化などに応じた的確な施策を検討し展開していきます。また、国や県などの関係機関と連携し、啓発活動や相談窓口での誠実な対応など、地方自治体としての役割を果たせるよう努めていきます。

1 犯罪被害者およびその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担を負わされた上、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮など、被害後生じる問題に苦しめられることがあります。また、周囲の人々の無責任な噂話やメディアによる行き過ぎた取材・報道によってプライバシーを侵害され精神的被害を受けることもあります。

犯罪被害者とその家族に対する支援については、昭和55年（1980年）「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、経済的な支援がなされてきましたが、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が明文化され、犯罪被害者等のための施策が総合的、計画的に進められることとなりました。

横須賀市は、同法の理念に基づき、相談窓口の充実など、犯罪被害者とその家族の支援を進めていきます。

2 刑を終えて出所した者等やその家族の人権

犯罪をした者が刑務所の出所後に偏見を持たれたり、その家族も同一視されたりすることがあります。これは、非行少年が少年院を出院した場合にも同様のことが起こり得ます。犯罪をした者が高齢者や障害者だった場合、14歳未満で触法少年となる場合などは、福祉の問題も関わって、さらに問題が複雑化します。犯した犯罪は、償わなければなりません。罪を償った者が社会において孤立することなく、

地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援をすることが必要です。

国は、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、平成29年（2017年）12月には「再犯防止推進計画」を策定しました。

横須賀市は法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、就労や住居の確保等の立ち直りに向けた取り組みを推進し、更生保護団体その他の関係者との緊密な連携・協力をすることで、出所した者等やその家族の支援に努めます。

3 路上生活者（ホームレス）・生活困窮者の人権

横須賀市では、NPO団体などの協力により、路上生活者の生活保護への移行も含めた、自立につながる定住促進を行っており、一定の成果を挙げています。しかし、いまだに支援を拒否する人もおり、根気よく説得を続けているところです。今後は、ホームレスを生まない社会の構築を目指すとともに、偏見や差別をなくし、支援に対する市民の理解や共生意識を醸成するための啓発を行っていく必要があります。

また、近年、経済状況の変化により生活保護受給者が増加するなど、我が国の相対的貧困率は上昇し、高齢者世帯や母子家庭でも相対的貧困率が高い傾向にあります。子どもの貧困率も上昇傾向にあり、7人に1人が貧困状態にあると言われてい

ます。これらの「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」で定義されない生活困窮者に対しても、各相談機関との連携など、社会的なつながりを構築するための息の長い支援策を検討していく必要があります。平成27年（2015年）4月には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者への包括的支援の提供が求められています。

4 就労支援を必要とする人の人権

近年、若年層を中心とした安定的な雇用を求める方が少なからず存在する中で、経済・社会構造の変化等により、雇用全体の約4割が契約社員、派遣社員、パートタイムやアルバイト等の非正規雇用労働者となっています。

働く意欲のある人が自らの働き方に合った仕事を得て、幸福を追求していくことができる社会の構築が望まれます。

このような中、国や県などを中心として、さまざまな取り組みがなされています。横須賀市においても、これらとの連携を図りながら、就労情報の広報、母子家庭などに対する自立支援セミナーの開催、ひとり親家庭や障害者への就労支援などの支援を行っています。

今後も引き続き、国・県・企業などとの連携のもと、それぞれの対象者に応じた就労支援の充実を図っていく必要があります。

5 職場における人権侵害

企業にとって、従業員は最も重要な財産です。しかし、近年、賃金未払いや長時間労働の強制、退職強要など、従業員の人権を侵害する「ブラック企業」^{*1}や「ブ

ラックバイト」の存在が問題となりました。

職場において、従業員の人権が尊重されることにより、働きやすい職場が築かれ、組織の活性化や成熟につながっていきます。

職場におけるパワー・ハラスメント^{※2}、セクシュアル・ハラスメント^{※3}、マタニティ・ハラスメント^{※4}等のさまざまな嫌がらせやいじめを防止し、働きやすい環境をつくるのが、企業には求められています。

そのため、関係機関と連携して、各事業所に対する啓発活動を行う必要があります。

6 婚外子の人権

婚姻外の関係の中で生まれてきた婚外子は、「嫡出でない子」という「社会的身分」から、それを理由として中傷、侮蔑、差別され、人としての尊厳が侵害されていることがあります。子どもは、その社会的身分について何の責任もなく、自らの意志や努力によって変えることはできません。

婚外子であることを理由とした差別のない社会が構築される必要があります。

7 災害に伴う人権問題【新】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされ、避難している方々への風評に基づく心無い嫌がらせも発生しました。そうした中で、さまざまな事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害に伴う人権に関わる問題が改めて認識されることになりました。

災害に備えて、地域との連携を図り、災害に対する日頃からの心掛け、避難などについて周知・啓発を行うとともに、同じ環境下でも、人によって自由や安心の度合い、必要な支援が違うことについての理解促進に努めます。

女性や災害時要援護者、障害者や高齢者等あらゆる人の気持ちに寄り添う避難所運営の啓発などの災害対応に努めます。

また、災害という非常時に際しては、平時よりも人権擁護に関する姿勢や意識が薄くなりがちなため注意が必要です。

8 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題【新】

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくことが必要です。国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援と周知を中心に進めます。

また、同時に、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の方々等への差別につながるような意識啓発等の取り組みが必要です。

9 アイヌ民族の人権【新】

アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、近世以降の同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、迫害などにより長

く差別と困窮を強いられてきました。

平成19年（2007年）に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成20年（2008年）に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。しかし、アイヌ民族に対する理解不足から偏見や差別が依然と存在しています。

現在、日本の法律としてアイヌ民族を初めて先住民族と明記し、生活格差を解消するための法整備を図るなど、国において政策的な検討が進められています。横須賀市としても、適切な相談窓口の周知等、国と協力し支援に努めます。

用語解説

※1 ブラック企業

労働者に極端な長時間労働やノルマを課し、賃金不払残業やパワー・ハラスメントが横行するなど、遵法意識が低い企業。

※2 パワー・ハラスメント（パウハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせ。

※3 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになったりすること。

※4 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ。

第4章 今後の人権施策推進に向けて

【新】…今回の改定で新しく位置づけられたもの

この指針は、横須賀市が目指す人権施策の方向性を示し、各分野の施策の企画・立案・実施・見直しなどに際して、人権擁護という欠くことができない視点を与えるためのものです。また、日常の業務の遂行に当たっての行動のガイドラインともなるものです。

人権の保障は、常に課題であり、目標であり続けます。従って、今後進めていく人権施策は、常に見直しを行い、改善していかなければなりません。

そのため、人権擁護にかかわる取り組みを人権尊重の理念にのっとり、総合的かつ効果的に進めていくための仕組みづくりについて、検討を行います。

1 庁内推進体制の整備

複合化する人権問題への対応など、部局間の連携を高め、人権施策を総合的に推進するための庁内体制を整備します。

2 第三者評価機関の設置

横須賀市の施策・事業について、人権擁護の観点から評価し、必要な提言などを行う第三者評価機関を設置します。

3 市民意識調査の実施 【新】

市民意識調査を定期的に行い、市民の方がどのようなことを問題と認識しているのかを把握し、事業の推進や指針の改定の際の参考とします。

4 人権施策推進指針の見直し

指針の内容は、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況を見据えながら、必要に応じて見直します。

◆◆ 資 料 編 ◆◆

人権関係法律および条約等一覧表

◆法 律

| 名 称 | 制 定 年 |
|--|--------------|
| 日本国憲法 | 昭和21年（1946年） |
| 地方自治法 | 昭和22年（1947年） |
| 地方公務員法 | 昭和25年（1950年） |
| 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 平成12年（2000年） |
| 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※1 | 平成25年（2013年） |
| 部落差別の解消の推進に関する法律※2 | 平成28年（2016年） |
| 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律※3 | 平成28年（2016年） |
| アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 | 平成31年（2019年） |

※1、※2、※3について、参考に条文を掲載します。

◆条約等

| 名 称 | 採 択 年 |
|--------------------------|--------------|
| 世界人権宣言 | 昭和23年（1948年） |
| あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 | 昭和40年（1965年） |
| 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際的規約 | 昭和41年（1966年） |
| 市民的及び政治的権利に関する国際規約 | 昭和41年（1966年） |
| 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 | 昭和54年（1979年） |
| 児童の権利に関する条約 | 平成元年（1989年） |
| 障害者の権利に関する条約 | 平成18年（2006年） |

※1 ◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

※ 2 ◆ 部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落

差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

※3 ◆本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努

めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

◆人権施策推進会議条例

人権施策推進会議条例をここに公布する。

人権施策推進会議条例

(設置)

第1条 本市の人権擁護に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、関係団体の代表者及び人権擁護委員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 推進会議に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 推進会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

人権施策推進会議委員（50音順 敬称略）

※任期：平成30年6月1日～令和元年5月31日

| 氏名 | 所属・推薦団体 |
|----------|--|
| 飯田 亮 瑠 | ダイバーノン代表 |
| 石 節 子 | 公募市民 |
| 植 田 威 | 特定非営利活動法人NPO法人情報セキュリティ フォーラム理事・事務局長 |
| 大友 朋 子 | 弁護士 |
| 小林 優 人 | 公募市民 |
| 杉 本 脩 子 | NPO法人グリーンサポートリンク代表 （全国自死遺族総合支援センター） |
| ○多 田 幸 子 | 横須賀市人権擁護委員会常務委員 |
| ◎西 村 淳 | 神奈川県立保健福祉大学教授 |
| 早 坂 公 幸 | 一般社団法人神奈川人権センター事務局長 |
| 堀 越 君 枝 | 北下浦地区民生委員児童委員協議会会長 |

◎は委員長 ○は委員長職務代理者



横須賀市人権施策推進指針[改定版]

発行年月 令和元年(2019年)7月

編集・発行 横須賀市人権・男女共同参画課

電 話 046-822-8219

F A X 046-822-4500

E - m a i l we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

○この冊子は800部作成し1冊当たりの単価は362.8円です。

○この冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく令和元年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす用紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。